

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：総務・疾病対策担当
 内線：3598 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B158	肝炎治療特別促進事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	肝炎対策推進費	
事業期間	平成20年度～	根拠法令	肝炎治療特別促進事業実施要綱（国）（県） 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱（国）（県）		宣言項目 分野施策	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3	SDGsターゲット 3-3
1 事業の概要			5 事業説明					
肝炎治療を行う患者に対し医療費を助成する。 (1) 肝炎医療費助成事業 534,874千円 (2) 肝がん・重度肝硬変医療費助成事業 49,684千円			(1) 事業内容 ア 肝炎医療費助成事業 534,874千円 C型肝炎ウイルスの根治を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で保険適用となっている対象医療の自己負担分の一部を助成する。 イ 肝がん・重度肝硬変医療費助成事業 49,684千円 B型C型肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ患者からの臨床データを収集し、肝がんの予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発防止の抑制などを目指した、肝がんの治療研究を促進するための仕組みを構築する。 (2) 事業計画 ア インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療により、早期治療の促進と肝硬変・肝がんの予防、患者家族の医療費の負担軽減を図る。 イ 肝がんの外来（分子標的薬治療に限る）及び肝がん、重度肝硬変の入院医療費を対象に、高額療養費の限度額を超えた月が2か月を超えた場合に、3か月目以降に係る患者の医療費の負担の軽減を図る。 (3) 事業効果 ア 将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止 イ 肝がん及び重度肝硬変の治療研究の促進					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (国1/2・県1/2) (2) (国1/2・県1/2)								
3 地方財政措置の状況			なし					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			9,500千円×1.1人=10,450千円					
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
決定額			国庫支出金				292,279	△213,232
前年額			797,790	398,894			398,896	